

1. 業務・システムの概要

輸出入及び港湾・空港手続関係業務は、輸出入通関に関するもの、関税等の徴収に関するもの、動物検疫に関するもの、植物防疫に関するもの、輸入食品監視に関するもの、貿易管理に関するもの、船舶・航空機等の入出港等に関するもの、入国管理に関するものが挙げられる。これら業務は、国の安全、国民の健康と安全を守るものであるとの観点から、近年増大する国際テロあるいはBSEなど新しい疫病などの脅威に対抗すべく、関係府省において絶えまない努力が行われてきているところであり、また、電子システムの導入により事務処理時間の短縮やコストの削減に一定の成果をあげているが、手続及び申請項目には、輸出入、港湾又は空港手続毎に関係府省に共通なものも存在する。また、わが国では、電子化されていない行政手続が存在することに加え、他法令手続、通関手続において電子手続をしても行政機関の窓口書類を提出しなければならないといった従来型のマニュアル手続を求められる場合があり、このことが結果として物流事業者の費用増大あるいは手続にかかる時間を引き伸ばし、ひいては電子システムを用いることによる効率性を減殺している。このことから、各府省の申請手続の電子化を推進し、申請者となるそれぞれの主体毎の視点から府省横断的に捉えなければならないワンストップサービス・シングルウィンドウ化の考え方を通じて、府省横断的な業務・システムについて、最適化を行うものとする。

このため、輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画の策定については、以下に掲げるシステムのうち、費用対効果が期待できる範囲内のできる限り多くのワンストップサービス・シングルウィンドウ化を行う業務・システム部分を対象とする。また、輸出入及び港湾・空港手続関係業務のうち、今後ワンストップサービス・シングルウィンドウ化を行うために構築するシステムに係る業務・システムについても対象とする。

なお、最適化にかかる経費及び業務処理時間の効果については、府省共通システムの構築にかかるもののほか、従来より府省横断的に取り組んできた入出港のシングルウィンドウ化にかかるもののみを計上するととどめているが、その他、輸出入及び港湾・空港手続関係業務の最適化にかかる経費及び業務処理時間の効果については各府省が実施する業務・システム最適化計画において計上され、全体効果を17年度中にCIO連絡会議に報告する。

(1) 府省個別システム

・ 通関情報処理システム(NACCS)

財務省が所管する独立行政法人である通関情報処理センターが管理・運営する海港、空港での税関手続を電子的に処理するコンピュータシステム。昭和53年に導入した航空貨物を処理するAir-NACCSと、平成3年に導入した海上貨物を処理するSea-NACCSの2つのシステムがある。税関をはじめとする利用者（登録手続が必要）に対し、輸出入通関手続、海港及び空港での入出港手続のほか、税関手続に係る民間業務にかかるサービス（有料）を広く提供している。インターネットでの接続のほか、全国のアクセスポイントへ専用線を使って接続することも可能。民間の利用者数はAir-NACCS 274社、Sea-NACCS 1,172社（平成17年9月末現在）。

・ 動物検疫検査手続電算処理システム(ANIPAS)

輸入手続の迅速化を図るために平成9年に導入された農林水産省動物検疫所が管理・運営する動畜産物の輸出入検査申請手続を電子的に処理するコンピュータシステム。NACCSと輸出入手続インターフェースシステムにより接続されており、手続の同時並行処理を実現している。また、豪州からの食肉等に添付される輸出国政府機関発行の検査証明書をオンラインで取得する機能（SANCRT）を備えている。

- ・ 輸入植物検査手続電算処理システム(PQ-NETWORK)
 農林水産省植物防疫所が管理・運営する海港・空港における輸入植物類の検査申請に関する手続を電子的に処理するコンピュータシステム。平成9年に導入され、NACCS利用端末経由の電子申請の受付、可否の通知（証明書の発行）、消毒・廃棄等の計画書の受付、消毒・廃棄等の処分の証明通知、検査結果等のデータの蓄積等を行うシステム（NACCSとインタフェースシステムでつながっている）。
- ・ 輸入食品監視支援システム(FAINS)
 厚生労働省が管理・運営する輸出入及び港湾・空港手続関係業務のうち輸入手続に係る業務を電子的に処理するコンピュータシステム。輸入手続の簡素化・迅速化の観点から、平成8年2月に導入され、全国31か所の検疫所食品等輸入届出窓口と8か所の検査施設に配置し、検疫所、輸入者及び登録検査機関等をオンラインで結んでいる。
- ・ 貿易管理オープンネットワークシステム(JETRAS)
 輸出入許可・承認の申請から税関における輸出入許可・承認証の確認に至るまで、外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入手続を電子化したコンピュータシステム。経済産業省において開発し、平成12年4月から本格的な運用を開始。
 平成14年11月からNACCSとJETRASの接続・連携を行い、輸出入許可・承認の申請から輸出入許可・承認証の税関への提示・確認に至る手続のワンストップサービスを実現。
- ・ 港湾EDIシステム
 港湾EDIシステムは、港湾における申請、届出等の行政手続の電子情報処理化を推進するため、国土交通省、海上保安庁等が協力して開発しているコンピュータシステム。
 平成11年に港長、港湾管理者が求める手続の一部を対象として運用を開始し、平成15年には厚生労働省の検疫所に係る手続の電子情報処理を取り込み、さらにNACCS等の他府省のシステムと連携、接続した港湾手続関係システムのシングルウィンドウ化を実現。システムの特徴としてはWEB方式及びメール方式の2つの申請手段の提供、参照入力機能の提供、国際標準メッセージであるUN/EDIFACTの採用等が挙げられる。
 現在、国土交通省認可の財団法人「港湾空間高度化環境研究センター」が管理・運営しており、利用可能なID発行者数は1,145事業所（平成17年9月末現在）となっている。
- ・ 乗員上陸許可支援システム
 法務省入国管理局が管理・運営する、海港における乗員上陸許可の審査に係る情報を電算処理するためのシステム。利用者（運送業者、代理店等）は、出入国管理法令に基づいて提出が求められることとなっている入港届等について、港湾EDIシステム又はSea-NACCSを利用してシングルウィンドウにより地方入国管理官署へ提出すること、及び、インターネットを通じて、乗員上陸許可申請等を行うことや提出した入港届等の処理状況について照会することが可能である。

また、各府省が策定した個別の「輸出入及び港湾・空港手続関係業務」の見直し方針に沿った最適化計画は各府省において策定する。

(2) 府省共通システム

- ・ 輸出入手続インターフェースシステム
 輸出入手続を迅速に処理することを目的として、関税法等に基づく輸出入手続を処理するNACCSと農林水産省、厚生労働省及び経済産業省の所管する法律に基づき輸出入手続を処理するANIPAS, PQ-NETWORK, FAINS, JETRASを結び、必要な情報交換と手続管理を行うシステム。農林水産省、厚生労働省及び経済産業省と通関情報処理センターが運用・管理を行っており、

平成9年の導入以来、1つの端末で複数の府省の手続を行うことを可能とするワンストップサービスを提供している。

2. 最適化の基本理念

輸出入及び港湾・空港手続について、既存システムの相互接続にとどまらず、手続の簡素化、画一化を行い、e-Japan重点計画-2004（平成16年6月15日IT戦略本部）等で求められた1965年の国際海上交通の簡易化に関する条約（FAL条約）の締結にも対応し、より信頼度が高く、かつ、運用経費の低廉な新しいシステムを構築する。このため、以下の5つのコンセプトに基づき最適化計画を策定する。

(1) コンセプト1：国際標準への準拠

- ・ FAL条約の締結及び将来の改正への適切な対応
- ・ 関係法令等(港湾法、関税法等)の改正
- ・ 国際標準を用いた情報項目の共通化
- ・ 国際標準EDIへの対応

(2) コンセプト2：申請者の視点での検討

- ・ 申請者の視点に立ったシングルウィンドウ化

(3) コンセプト3：業務・システム双方の見直し

- ・ FAL条約の締結にとどまらない行政手続の徹底した見直し
- ・ 行政運営面での効率化・迅速化

(4) コンセプト4：主な行政手続の原則電子化(電子的に行える行政手続の拡大)

- ・ PQ-NETWORKの輸出業務への拡大

(5) コンセプト5：セキュリティ、セーフティとの両立

- ・ 事前情報の活用

これらの基本理念に基づき、業務・システムの最適化を実施することにより、他の施策と協同して船舶の入港から貨物がコンテナヤードを出ることが可能となるまでに必要な時間の短縮等を図るものとする。なお、これらの最適化及びそれに伴う利便性向上のためのシステム改善については、各府省におけるレガシーシステムの刷新及び個別システムの改善によるコスト削減を原資とした資源再配分を原則とし、予算効率の高い簡素な政府を実現するという電子政府構築計画(2003年(平成15年)7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。2004年6月14日一部改正)の趣旨に沿うものとする。

3. 最適化の実施内容

輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化に当たっては、電子化による効率化・迅速化の効力を最大限に活かしてわが国港湾・空港の国際競争力を向上するため、できる限り電子申請を可能とし、主な輸出入及び港湾・空港手続関係については、原則的にすべて電子的に行うことができるようにする。あわせて、行政システムと各企業の社内システム、民間ネットワークシステムとのシステム間の接続等を推進する。接続されたシステムを有機的に連携させ、データの相互運用を図るためには、国際EDI標準に準拠する必要がある。このため、府省に共通する業務を徹底的に見直し、セキュリティ、セーフティの観点からの検討も行いつつ手続の簡素化、関係府省共通様式化を行った上で、システムの構築を行うこと等により、官民トータルの物流コストの低減化を図るものとする。またWeb上に存在する関係府省の申請窓口やホームページへのリンクを一括して提供するサイトの設置や、ワンストップサービスの推進による申請窓口の一本化等システム面の改善検討を行い、利用者の利便性の向上を図るものとする。

上記の考え方に基づき、「輸出入及び港湾・空港手続関係業務に係る業務・システムの見直し方針(2005年(平成17年)6月3日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議幹事会決定)」に沿って、ワンストップサービス・シングルウィンドウ化を行うとともに、それに伴って各業務・システムについて以下の見直しを行うこととする。

本最適化による効果として、FAL条約対応を含んだ港湾手続の最適化によるものに限っても、平成14年度と比較して平成21年度において年間約15.6億円の経済効果を、さらに、府省共通システム、ネットワークの最適化により、これを実施しない場合と比較して運用経費が年間約1.8億円(試算値)の効果を期待している。

なお、関係府省においては、府省共通業務の最適化にあわせ、各府省個別に手続、システムの見直しを盛り込んだ業務・システムの最適化計画を策定する。

(1) 港湾手続関係

港湾法等の改正により、入出港届等のFAL条約対象手続については、関係府省共通のFAL様式を採用し、また、FAL条約対象手続以外の入港前の諸手続についても、申請項目を大幅に簡素化し、共通様式化を図ったところである。さらに、港則法の改正により夜間入港規制を廃止した。

これらについては平成17年9月のFAL条約の締結にあわせ平成17年11月1日に施行し、FAL条約の対象手続とそれ以外の手続のいずれについても、システム及び書類双方で行えるように様式を定める関係法令(出入国管理及び難民認定法施行規則等、関税法等、検疫法施行規則等、漁港漁場整備法施行令等、港湾法及び港則法等)の改正を行うとともにシステムの変更を行う等の措置を講じたところであるが、更に、操作方法の改善など、システム自体の見直しを進め、より一層利用しやすい効率的なシステム構築を目指す。

FAL条約対応の効果についてコンテナ船を対象として、平成14年7月に日本貿易振興会が発表した「対日アクセス実態調査報告書」での「輸入・港湾関連手続にかかわる費用・時間」調査(港長への届出・申請、港湾管理者への届出・申請、税関への届出・申請、入国管理事務所への届出・申請、検疫所への届出・申請、消防署への届出・申請)と同等のアンケート調査を本年11月に実施したところである。本調査結果によると、オンライン化等による1船あたりの入港手続にかかる港湾手続事務時間が9時間40分から1時間5分に短縮されている。平成14年当時70%程度であるとされていたコンテナ船のオンライン利用率が、今回の調査により現在、約85%に向上していることを勘案すると、関係府省による港湾手続の簡素化、電子化の推進により年間約12.5億円の経済効果をもたらしているものと考えられる。

さらに、「(4) 府省共通ポータル等関係 (i) 申請情報の反復利用」等の措置とあわせ電子化の促進等により、現在、約85%となっているコンテナ船の港湾手続のオンライン利用率を平成21年度までに95%まで向上することが見込まれ、1件あたりの港湾手続事務時間を現在シングルウィンドウ業務を利用している申請者の処理時間である22分に短縮し、現在と比較し年間約3.1億円の経済効果を図りたいと考えている。

- ・ FAL条約対応 平成17年11月措置
- ・ 入港前手続様式による複数申請を可能とする等の変更 平成17年11月措置
- ・ 夜間入港許可申請等の廃止 平成17年11月措置
- ・ 乗組員氏名表/乗組員名簿の入港前提出の義務化 平成18年度中を予定
- ・ 旅客氏名表/乗客名簿の入港前提出の義務化 平成18年度中を予定
- ・ 積荷目録の入港前提出 平成18年度中を予定

(2) 空港手続関係

昨今の国際テロの脅威に適切に対応することを目的として、外国貿易機等の入港等に関し、税関及び入国管理局に対し提出する次の申請書に係る手続について、事前提出を求めることとする。

- ・ 乗組員氏名表/乗組員名簿 平成18年度中を予定
- ・ 旅客氏名表/乗客名簿 平成18年度中を予定
- ・ 積荷目録の到着前提出 平成18年度中を予定

この際、申請項目については、可能な限りICAO(国際民間航空機関)様式に準拠することとし、以下の申請書に係る手続を含めてシングルウィンドウ化の実現を目指すこととする。

- ・ 入出港届/明告書(乗組員氏名表/乗組員名簿 兼用) 引続き検討
- ・ 乗組員氏名表/乗組員名簿 引続き検討
- ・ 旅客氏名表/乗客名簿 引続き検討

なお、空港関係手続のうち、システム化されていない手続については、早急にシステム化に着手することとし、シングルウィンドウの実現にあたっては、既存の府省個別システムを活用・発展させる方向で検討し、その早期の実現を図る。

- ・ 入国管理関係手続 時期は府省の個別最適化計画に明記
- ・ 検疫関係手続 時期は府省の個別最適化計画に明記

(3) 輸出入手続関係

府省個別システムと企業内システムとの接続が実現されていないシステムを所管する府省においては、民間利用者の要望、費用対効果に配慮しつつ、府省個別システムと企業内システムとの接続を可能とするとともに、財務省は、NACCSを通じて、これまで税関に対する輸入申告1件に対して、対応できる関連法令(食品衛生法、家畜伝染病予防法、植物防疫法等)ごとの申請数が1申請ずつであったものを、複数申請を可能とする等の輸出入通関手続にかかるプログラム変更を行ったところである。さらに、ワンストップサービス・シングルウィンドウの更なる改善を図るために、輸出入申告に先立ち関連法令手続が行われているという実態を踏まえた操作方法の改善などによる各システム自体の見直しを進め、より一層利用しやすい効率的なシステム構築を目指す。

輸出関係手続のうち、システム化されていない手続については、早急にシステム化に着手する。

- ・ 輸出入共通申請様式の策定 措置済
- ・ 府省個別システムと企業内システムとの接続
NACCS, FAINS, ANIPAS, PQ-NETWORK 措置済
- ・ 複数申請を可能とする等の変更 措置済
- ・ 新たに電子化する手続
輸出植物防疫関係手続 平成21年4月予定

(4) 府省共通ポータル等関係

輸出入手続インターフェースシステム機能とNACCS及び港湾EDIが持つシングルウィンドウ機能を統合し府省共通ポータルとすること、また、当該システムをオープンシステムに見直すことでコスト削減を図る。

また、現在、例えば入港届であれば、NACCS、港湾EDI、乗員上陸許可支援システムがそれぞれ申請画面とエラーチェック等申請手続アプリケーションを開発し、運用している。これらの個別の業務アプリケーションを個々のシステムごとに開発することなく、本計画に添付している将来計画に基づき作成されたアプリケーションを、府省個別システムで処理することなく府省共通ポータルで一括して処理することでコスト削減を図る。

さらに、府省個別システムが利用するネットワークの共有、インターネット接続のためのファイアウォールの運用管理を統合することでもコスト削減が期待できる。

・ 輸出入手続インターフェースシステムの見直し	86 百万円
・ 府省共通業務用アプリケーション等の運用	32 百万円
・ ネットワークの統合、ファイアウォール運用管理の統合	65 百万円

(i) 申請情報の反復利用

港湾手続のシングルウィンドウ化については、平成17年11月のFAL条約対応において申請様式・項目を各府省及び港湾管理者間で可能な限り簡素化を行った。また、入出港手続については、各府省及び港湾管理者への同種手続及び情報の反復申請を回避するのみならず、類似申請の入力軽減のため、NACCSが保存する情報を活用して各種申請情報の基礎情報項目の反復利用を可能とする。

- ・ 申請情報の反復利用 平成18年3月末までに措置予定

(ii) 情報項目の共通化

輸出入及び港湾・空港手続関係業務で入力する情報項目を国際標準（UN/TDID：United Nation Trade Data Information Directory）を用いて定義を明確化するとともに、標準化の過程において可能な限り各府省で情報項目、コードの共通化を図る。

- ・ 情報項目の標準化 平成18年度末を予定
- ・ 情報項目、コードの共通化 平成19年12月を予定

(iii) 府省共通ポータルの実現

わが国の将来のシングルウィンドウサービスを実現するため、既存の輸出入手続インターフェースシステムの更新の時期を目途とし、輸出入手続インターフェースシステム機能とNACCS及び港湾EDIが持つシングルウィンドウ機能の統合、Web上に存在する関係府省の申請窓口やホームページへのリンクを一括して提供するサイトの設置や、ワンストップサービスの推進による申請窓口の一本化等を含む次世代シングルウィンドウサービスの実現に向け、関係府省で引き続き以下のことについて検討を行う。

また、府省共通ポータルでは、汎用パッケージソフトの活用、オープンシステムへの移行、ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化、一般競争入札による調達により全体コストの削減を図る。

- ・ 対象手続 平成19年12月を予定
空港手続及び輸出入手続におけるシングルウィンドウ化の範囲について検討する。
- ・ 処理方法 平成19年12月を予定
府省個別システムと府省共通ポータルとの接続の際の処理方法を検討する。

- ・ 運用形態等 平成19年12月を予定
 府省共通ポータルの開発・運用形態、契約方法について検討する。あわせて、サービスの向上、運営コストの低減を図るため、府省共通ポータルサービスへの民間参入なども含め運営形態について検討を行う。
- ・ 共通業務の検討 平成19年12月を予定
 府省共通ログイン画面、府省共通認証処理、府省共通申請画面、府省共通データベースなど共通業務の開発方法、各府省の利用方法について検討する。
- ・ その他サービス 平成19年12月を予定
 ファイヤーウォール運用管理方法、各府省の手続に関する情報の提供及び提供方法（情報そのものを持つか、ホームページへのリンクにとどめるか）を検討する。
- ・ ポータルの統合 平成20年10月からの運用を検討
 現在の港湾EDIとNACCSの2つのシングルウィンドウの府省共通ポータルへの一本化。
- ・ 機能の統合 平成20年10月からの運用を検討
 輸出入インターフェースシステムと既存のシングルウィンドウ機能の統合。
- ・ 共通業務の運用 平成20年10月からの運用を検討
 府省共通ログイン画面、府省共通認証処理、府省共通申請画面、府省共通データベースなど共通業務を府省共通ポータルで運用を開始する。
- ・ ネットワークの統合 平成22年2月までの統合を検討
 申請者、海外政府機関及び関係府省とのネットワークの重複を政府レベルにおいて解消する。また、専用線等接続を希望する申請者に対しては府省共通ポータルを介することで、個別の専用線等接続を回避する。なお、ネットワークの統合にあたっては、霞が関WAN、府省内ネットワーク及び総合行政ネットワーク（LGWAN）を活用する。

輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画の策定対象システム一覧

調査項目	輸出入及び港湾・空港手続関係業務に係る業務・システムの最適化計画策定対象システム							
システムの名称 (略称名)	通関情報処理システム (Air-NACCS)	通関情報処理システム (Sea-NACCS)	輸入食品監視支援システム (FAINS)	動物検疫検査手続電算処理システム (ANIPAS)	輸入植物検査手続電算処理システム (PG-NETWORK)	貿易管理オープンネットワークシステム (JETRAS)	港湾EDIシステム	乗員上陸許可支援システム (乗員システム)
対象業務	関税法第67条(輸出又は輸入の許可)の規定による申告等	関税法第67条(輸出又は輸入の許可)の規定による申告等	食品衛生法第27条(食品等の輸入届出)の規定による届出	家畜伝染病予防法第40条第1項(輸入動畜産物)、家畜伝染病予防法第45条第1項(輸出動畜産物)、犬等の輸出入検疫規則第2条(輸入犬等)、犬等の輸出入検疫規則第3条(輸出犬等)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第55条第4項(指定動物)の規定による届出・申請等	植物防疫法第8条第1項(植物防疫法施行規則第10条第1項)、植物防疫法第9条第4項(同規則第19条第1項)、同規則第19条第2項、同規則第21条第1項、同規則第22条の規定による申請及び処分通知等	外国為替及び外国貿易法第48条(輸出の許可等)、第52条(輸入の承認)の規定による申請等	・検疫所:船舶の入港に係る通報、申告書の提出等の検疫手続き ・港長・港長に対する船舶の入・出港届、係留施設使用届、夜間入港許可申請(平成17年度中に廃止予定)、停泊場所指定願、移動届、移動許可申請、危険物荷役許可申請、危険物運搬許可申請及び事前通報 ・海上交通センター所長:航路通報 ・海上保安官署の長:国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第四十四条に定める「船舶保安情報」の通報 ・港湾管理者に対する船舶の入・出港届及び係留施設使用許可申請	出入国管理及び難民認定法第16条(乗員上陸の許可)の規定による申請
主な機能	・税額の自動計算 ・輸出入者や輸出入貨物に係る情報を総合的に評価する「審査基準」により、選別的通関が可能等	・税額の自動計算 ・輸出入者や輸出入貨物に係る情報を総合的に評価する「審査基準」により、選別的通関が可能等	・食品等の輸入届出及び審査の一連の事務手続き ・自動審査 ・統計表作成 ・輸入届出審査支援 ・届出情報データベースの検索 ・厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課検疫業務管理室(以下、「検疫所業務管理室」という。)と検疫所間の情報連絡(メール)	・輸出入動畜産物の検査申請および指示・証明書の交付	・申請者からの申請データの受信及び処分通知データの送信	・輸出入の許可・承認申請、通知機能 ・審査支援機能 ・裏書情報登録・確認機能	・船舶の入港・移動・出港に関わる入国管理局、税関、検疫所、港長・海上交通センター所長・海上保安官署の長、港湾管理者に対する行政手続	・入港通報の受理 ・入・出港届の受理 ・乗員上陸許可申請受理・審査手続
申告等の手続の電子化についての根拠法令(有無、名称)	有(電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律)	有(電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律)	有(食品衛生法施行規則第32条第7項)	有((行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律)、(農林水産省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則)、家畜伝染病予防法施行規則第49条第2項(輸入動畜産物の検査申請)、家畜伝染病予防法施行規則第51条の2第2項(輸出動畜産物の検査申請)、犬等の輸出入検疫規則第2条第2項(輸入犬等の検査申請)、犬等の輸出入検疫規則第3条第2項(輸出犬等の検査申請)、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第5条第2項(指定動物の検査申請))	有(植物防疫法施行規則第10条第2項(輸入検査の申請)、植物防疫法施行規則第19条第3項(証明書の交付))	有(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律)	検疫所:有(検疫法施行規則) 港長・海上交通センター所長:有(行政手続オンライン化国土交通省主務省令、及び、行政手続オンライン化法) 海上保安官署の長:無 港湾管理者:有(港湾法)	有(出入国及び難民認定法施行規則第61条の3)
利用者	税関、航空会社、混載業者、保税蔵置場、通関業者、機用品業者、航空貨物代理店、銀行	税関、船会社、船舶代理店、CY、保税蔵置場、通関業者、銀行	厚生労働省検疫所業務管理室、検疫所、通関業者、輸入者、登録検査機関、地方衛生研究所	通関業者、動物検疫所	通関業者、植物防疫所、植物防疫(検疫)協会	輸出入申請者、審査官(経済産業省)、通関業者、税関	<申請先> ・検疫所 ・港長・海上交通センター所長・海上保安官署の長 ・港湾管理者 <申請者> ・船会社(船舶代理店含む)等	船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者
民間利用者数(利用者IDの数)	事業所数 1,561(H16.11.30現在) 利用者ID数 2,139(H17.1.12現在)	事業所数 4,750(H16.11.30現在) 利用者ID数 4,670(H17.1.11現在)	204 (H17.1.20現在)	NACCSと同じ	NACCSと同じ	502 (H16.1.24現在)	1,042 (H16.12未現在)	399 (H16年11月末現在)
システムの年間処理件数(トラフィック件数)	251,657千件(平成16年暦年)	167,507千件(平成16年暦年)	20,174千件(平成16年暦年)	216,343件 (平成15年オンライン申請件数)	3,608千件(平成16年暦年)	4,077件(裏書件数:平成16年暦年)	申請件数(新規・変更・取消別) 390千件(平成15年暦年) 632千件(平成16年暦年)	240,389件 (H16年1月～11月末)
主な業務のシステム処理率	輸出入許可件数 システム処理件数 21,390千件 総件数 21,716千件 システム処理率 98.5% (平成16年暦年)	輸出入許可件数 システム処理件数 7,541千件 総件数 7,813千件 システム処理率 96.5% (平成16年暦年)	輸入届出件数 システム処理件数 1,525千件 総件数 1,683千件 システム処理率 90.6% (平成15年暦年)	申請件数 システム処理件数 216,343件 総件数 253,409件 システム処理率 85.4% (平成15年暦年)	植物等輸入検査申請件数 システム処理件数 287千件 総件数 343千件 システム処理率 83.7% (平成16年暦年)	裏書件数 システム処理件数 4,077件 総件数 82,310件 システム処理率 4.95% (平成16年暦年)	入出港等 システム利用率 約30%弱(推計)	乗員上陸許可件数 240,389件 システム処理件数 979,907件 システム処理率 25% (H16年1月～11月末)
稼働時間								
日別	0:00～04:30、05:00～24:00	00:00～02:00、04:00～24:00	00:00～04:00、05:00～24:00	00:00～03:00、06:00～24:00	00:00～03:00、06:00～24:00	09:00～17:00(申請)、00:00～03:00、06:00～24:00(裏書)	24時間(メンテナンス時のみ適宜停止)	00:00～24:00(02:00～04:00停止有)
年間	365日	365日	365日	365日	365日	平日(年末年始を除く)(申請)、365日(裏書)	365日	365日

シングルウィンドウ化対象手続一覧

	税関	港長等	港湾管理者	運輸局	入国管理局	検疫所	動物検疫所	植物防疫所	経済産業省
港湾手続									
入港前									
入港通報									
船舶保安情報()									
危険物荷役許可申請()									
停泊場所指定願()									
移動許可申請()									
係留施設使用許可申請()									
保障契約情報()									
入出港時									
入港届(明告書)									
乗組員名簿									
乗客名簿									
積荷目録									
出港届									
空港手続									
入出港時									
入港届/明告書 (乗組員氏名表/乗員名簿 兼用)									
乗組員氏名表/乗員名簿									
旅客氏名表/乗客名簿									
積荷目録									
出港届 (乗組員氏名表/乗員名簿 兼用)									
輸出入手続									
輸出									
輸出申告()									
動物・畜産物輸出検査申請()									
植物等輸出検査申請()									
輸出承認・許可証への裏書(注)									
輸入									
輸入申告()									
動物・畜産物輸入検査申請()									
輸入植物検査申請()									
食品等輸入届出書()									
輸入承認証への裏書(注)									

: 入港前手続様式として統一

: 輸出手続統一様式として統一

: 輸入手続統一様式として統一

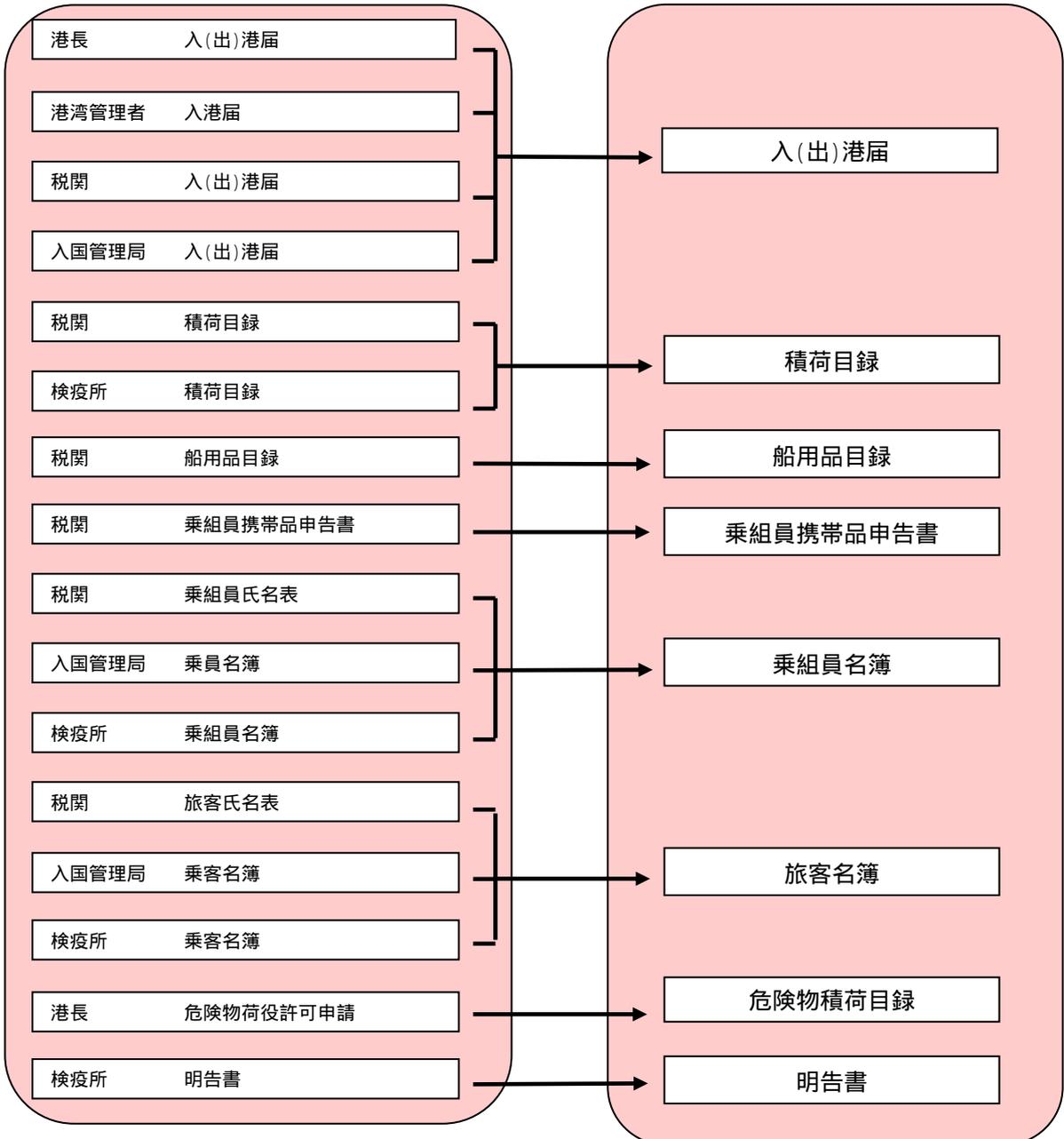
注: 裏書はNACCSとJETRASのホスト間で行われる処理

FAL条約締結を契機とした港湾手続の簡素化・電子化等

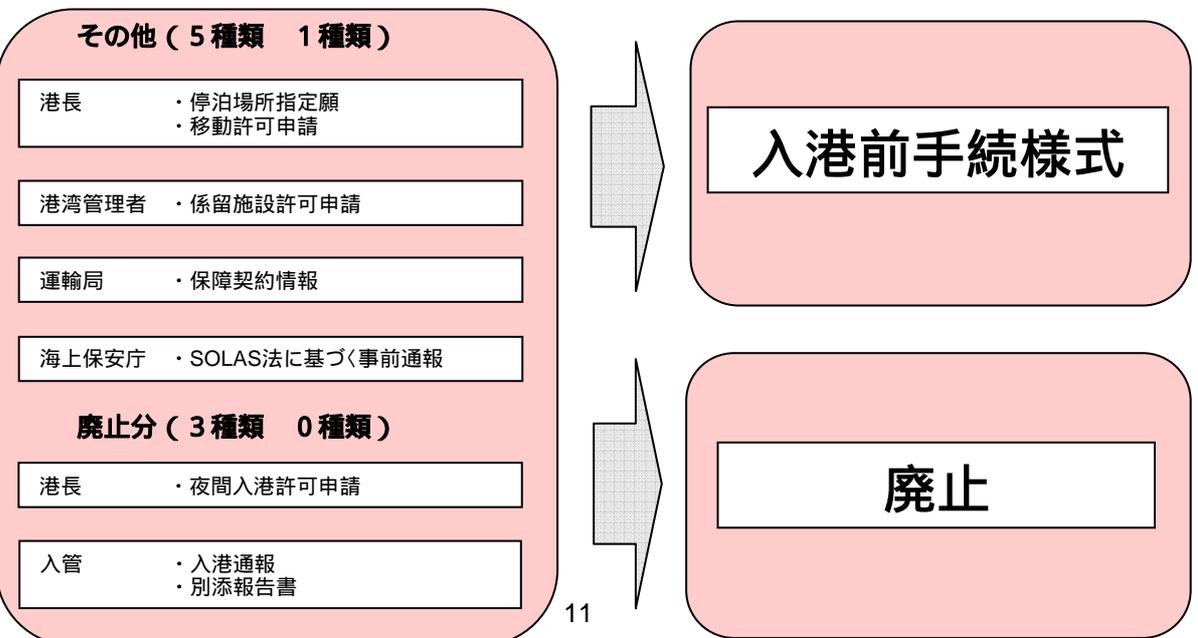
項目数約 600

項目数約 200

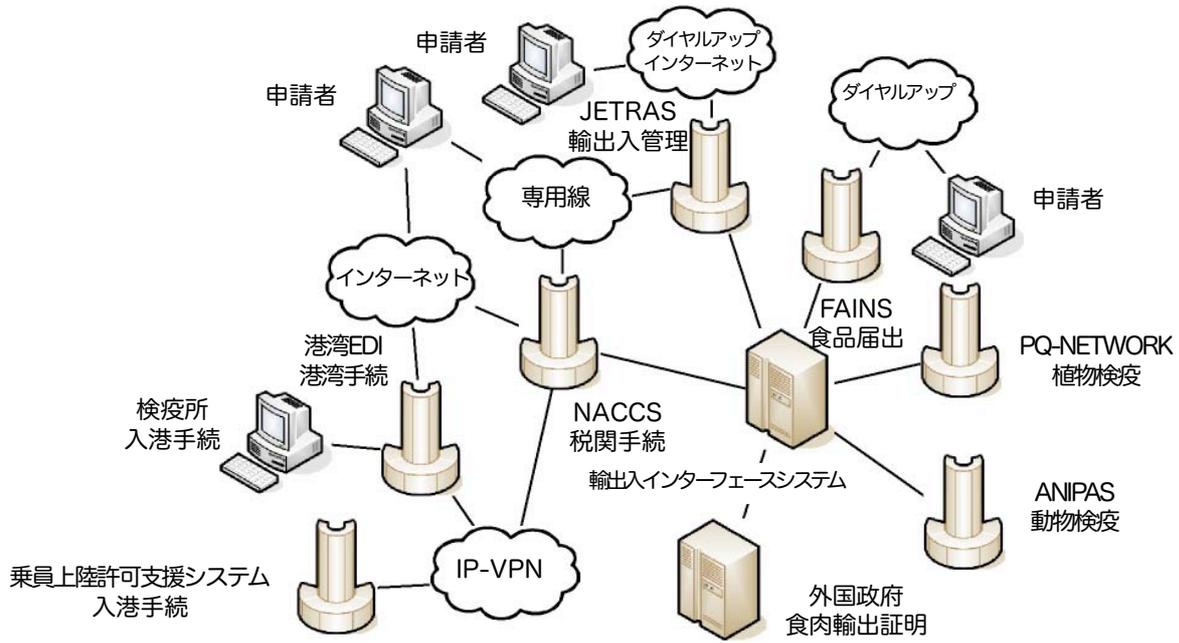
(16種類
8種類)
FAL条約該当書類



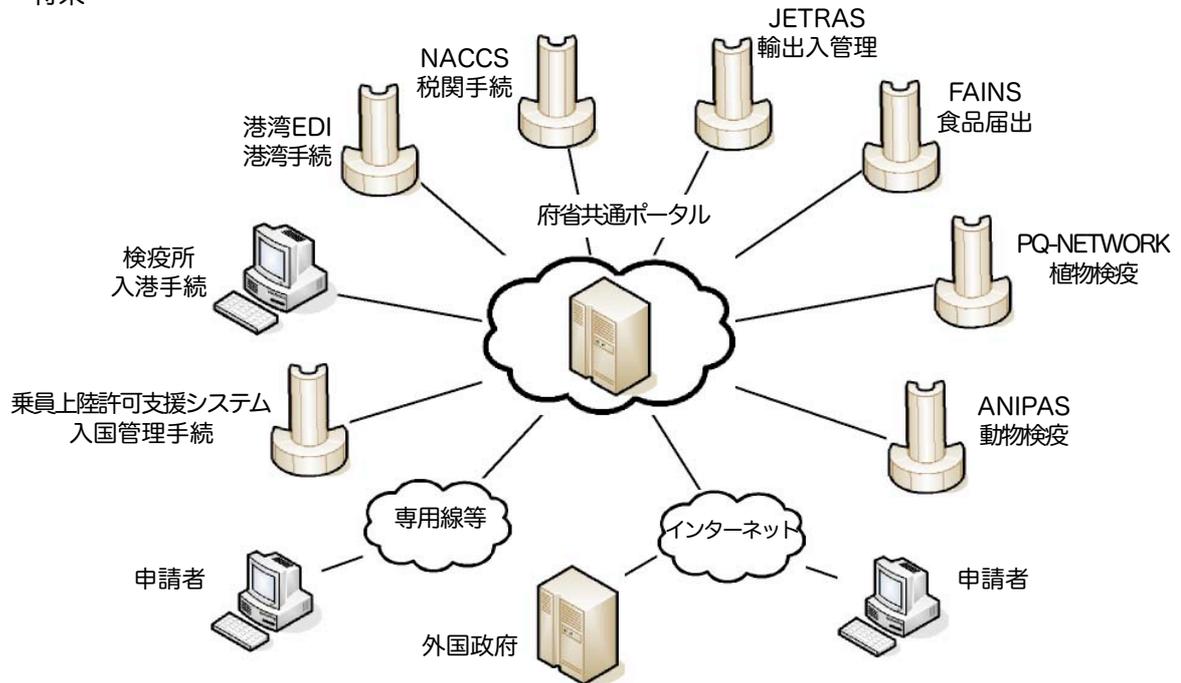
(8種類
1種類)
FAL条約対象外書類



現状



将来



関連府省システム更改予定

年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年～
輸出入手続 インターフェイスシステム	平成17年2月 更改インターフェイスシステム稼働		平成19年10月以降 府省共通ポータル 開発・試験	平成20年10月 府省共通ポータル稼働 (次世代シングルウィンドウ)		
Sea-NACCS			平成19年4月以降 更改Sea-NACCS開発・試験		平成20年10月以降 更改Sea-NACCS稼働	
Air-NACCS				平成20年4月以降 更改Air-NACCS開発・試験		平成21年10月以降 更改Air-NACCS稼働
FAINS				平成20年4月以降 更改FAINS開発・試験		平成22年1月以降 更改FAINS稼働
ANIPAS		平成18年4月以降 更改ANIPAS開発・試験	平成19年9月以降 更改ANIPAS稼働		平成21年4月以降 新機能追加新ANIPAS稼働	
PQ-NETWORK		平成18年4月以降 更改PQ-NETWORK開発・試験	平成19年9月以降 更改PQ-NETWORK稼働		平成21年4月以降 最適化植物防疫所総合システム(仮称)稼働	
JETRAS		平成18年度以降 更改JETRAS開発・試験			平成19年度以降 更改JETRAS稼働	
港湾EDI				平成20年4月以降 港湾EDI開発・試験		平成20年10月以降 新機能追加港湾EDI稼働
乗員上陸許可 支援システム		平成18年度以降 新機能開発・試験			平成19年10月以降 新機能追加乗員上陸許可システム稼働	

☆府省共通ポータルへの切替予定時期(前倒しもあり得る)

港湾手続関係	FAL条約対応(平成17年11月) 入港前手続様式による複数申請を可能とする等の変更(平成17年11月) 夜間入港許可申請等の廃止(平成17年11月) 乗組員氏名表/乗組員名簿の入港前提出の義務化(平成18年度中を予定) 旅客氏名表/乗客名簿の入港前提出の義務化(平成18年度中を予定) 積荷目録の入港前提出(平成18年度中を予定)					
空港手続関係	乗組員氏名表/乗組員名簿の入港前提出の義務化(平成18年度中を予定) 旅客氏名表/乗客名簿の入港前提出の義務化(平成18年度中を予定) 積荷目録の入港前提出(平成18年度中を予定) 入出港届/申告書(乗組員氏名表/乗組員名簿 兼用)のシングルウィンドウ化(引続き検討) 乗組員氏名表/乗組員名簿のシングルウィンドウ化(引続き検討) 旅客氏名表/乗客名簿のシングルウィンドウ化(引続き検討) 入国管理関係手続のシステム化(個別最適化計画において明記) 検疫関係手続のシステム化(個別最適化計画において明記)					
輸出入手続関係	輸出入共通申請様式の策定(措置済) 府省個別システムと企業内システムとの接続(措置済:NACCS、FAINS、ANIPAS、PQ-NETWORK) 複数申請を可能とする等の変更(平成17年2月) 輸出植物防疫関係手続の電子化(平成21年4月)					
その他	申請情報の反復利用(平成18年3月までに措置予定) 情報項目の標準化(平成18年度末を予定) 情報項目、コードの共通化(平成19年12月を予定)					
府省共通 ポータル関係	対象手続の検討(平成19年12月を予定) 処理方法の検討(平成19年12月を予定) 運用形態等の検討(平成19年12月を予定) 共通業務の検討(平成19年12月を予定) その他サービス(ファイアーウォール運用管理方法等)の検討(平成19年12月を予定) (平成20年10月からの運用を検討) ポータルの統合 機能の統合 共通業務の運用 (平成22年2月までに対応予定) ネットワークの統合 (平成22年2月までの統合を検討)					

5 . 現行体系及び将来体系

一 覧

現行体系

- ・ 業務説明書
- ・ 機能構成図
- ・ 機能情報関連図
- ・ 業務流れ図
- ・ 情報体系整理図
- ・ 実体関連図
- ・ データ定義表
- ・ 情報システム関連図
- ・ 情報システム機能構成図
- ・ ネットワーク構成図
- ・ ソフトウェア構成図
- ・ ハードウェア構成図

将来体系

- ・ 機能構成図
- ・ 機能情報関連図
- ・ 業務流れ図
- ・ 情報体系整理図
- ・ 実体関連図
- ・ データ定義表
- ・ 情報システム関連図
- ・ 情報システム機能構成図
- ・ ネットワーク構成図